

リバティハウス 入退居に関する取扱いについて

1 入居申し込みの受け付けについて

- (1) 入居の申し込みについては、別紙「入居申込書」の提出をもって受付とする。
- (2) 申込にあたっては、リバティハウス内において特別養護老人ホーム担当の生活相談員または在宅介護支援センター及び地域包括支援センター職員による面接を行い、その場で申込書の提出を受けるものとする。
- (3) 直接申込書の提出ができない事情がある場合には、郵送による申し込みを受け付けることとする。
- (4) 面接時には本人またはその家族に以下の事項について十分説明を行う。
- ① 「リバティハウス 入退去に関する取扱いについて」の内容及び「入居順位の評価基準」について
 - ② 当施設での入居決定までの手続きについて
 - ③ 当施設における入退居の状況について
 - ④ 特例入所の判断にあたり、調査内容を保険者市町村に報告することについて
- (5) 入居の対象となる者
- ① 要介護3以上の認定を受けているもので常時介護を必要とし、居宅において介護を受けることが困難な者
 - ② 要介護1又は2の認定を受けている者のうち、常時介護を必要とし、やむを得ない事情により居宅において日常生活を営むことが困難である者（次に掲げる【特例入所の要件】のいずれかに該当する者）
 - （ア）認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
 - （イ）知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
 - （ウ）家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
 - （エ）単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。
- (6) 入居申込み受付対象について
- 次の全てを満たす入居申込みを受付対象とする。
- ① 申込み者が申込み時点で当面は入所を希望していない等、予約的なものでない事
 - ② 必要書類に不備・不足がない事
 - ③ 申込み者の心身の状況を確認している事
 - ④ 申込み者の心身の状況等について、施設で受け入れ可能な体制が整っている事

※申込みを受け付けなかった場合は受付対象外名簿にその内容を記載し、管理する。

(7) 申込み書の有効期間について

- ① 入居申込みの有効期間は、施設が申込み書を受け付けた日から2年間とする
- ② 申込み有効期間を満了する申込み者については「入居申込み継続願い」を求めることにより、申し込みの継続の意思を確認する。また、再度申し込み書の提出を求める。継続の有効期間は入居申込み有効期間の翌日から2年間とする。
- ③ 継続願いの提出がなかった場合、入居申込みを無効とする。

(8) 入居申込みを受け付けた場合について

- ① 入居申込書の提出を受けた後、施設は特別養護老人ホーム入退所決定調査票を作成する。
- ② 「さいたま市特別養護老人ホーム入退居指針」別表「入居順位の評価基準」に基づき点数化し、選考者名簿を調製する。

2 入居決定の手続きについて

- (1) 施設は、入居及び退居に係る事務を処理するため合議制の入居検討委員会を設置する。
- (2) 事前に実調を行っている場合は、委員会にその報告を行う。
- (3) 要介護1及び2の認定を受けている申込者について、特例入所の要件に該当するか否かの判断をする。判断にあたっては、施設、申込者、保険者である市町村と情報の共有をして行う。
- (4) 入居検討委員会において実調報告や、評価の結果について検討を加える。個々の状況を踏まえ以下の事項について、特に検討を加える。
 - ① 本人の状況
 - ② 介護の必要性
 - ③ 在宅介護の困難性
 - ④ 本人の住所地
 - ⑤ 待機月数(長短の順)
 - ⑥ 年齢(高い順)
- (5) 施設の受け入れ体制について、次の事項について検討し、調整を行う。
 - ① 入居者の男女のバランス及び居室の状況
 - ② 認知症に対する施設の受け入れ体制
 - ③ 医療行為を必要とする場合における施設の受け入れ体制
- (6) (4)～(5)の事項について検討し、入居を決定する。実調を行っていない場合は速やかに行い、その結果を受けて入居を決定する。
- (7) 次の場合には、施設長の判断により例外的に入居の決定ができる。
 - ① 老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく措置入所委託及び措置入所に準ずる緊急的な事案として福祉事務所から入居の依頼がある場合
 - ② 緊急な入居の必要性が認められ、委員会を招集する余裕のない場合

- ③ さいたま市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(条例第70号)
第23条に定める入居者の入院期間中の取り扱いによる場合

3 入居申込みの無効と取下げ

- ① 施設は、申込者が継続願いの提出をしなかった場合、又は継続願いによって入居申込書が再提出されなかった場合、又は継続願いの提出を求める際、連絡がつかなかった場合、入居申込みを無効とし、選考者名簿から削除および受付簿に削除した旨を記載する。
- ② 施設は、申込者または家族等からの申し出若しくは施設による意向調査等による聞き取りの結果、入所を取り下げる意志又は現在の居所での生活を継続する意思を確認した場合には、申込者又は家族に対して入居申込み取り下げ書の提出を求めることができる。これによって取り下げ書を受領した場合、選考者名簿から削除及び受付簿に受領日と削除した旨を記載する。
- ③ 申込者が取り下げ書の提出に応じない場合(電話連絡により明確な意思表示を確認している場合や連絡がつかない場合も含む)には、その経過を記録の上、迅速な入居決定を阻害するものと認められるものについては、入居申込みが取り下げられたものとみなし、選考者名簿から削除及び受付簿に削除した旨を記載する。

4 退居について

- (1) 次に該当する入居者は、所定の期間の経過をもって施設を退居するものとする。
 - ① 要介護認定の更新時に自立または要支援と認定された場合
 - ② 平成27年4月以降に入居し、その後の要介護認定において要介護1または要介護2と認定された場合
- (2) (1)②に該当する入居者のうち、特例入所の要件に該当し、かつその入居者の心身の状況や退居後の環境等から退居に当たらないと委員会が認めた場合は、継続して入居することができるものとする。
- (3) 施設は、医療行為の必要性が増大し、施設での介護が困難である入居者または入院して3か月が経過しても退院できないことが明らかな入居者について、退居を決定することができる。
- (4) 退居を検討するに当たっては、入居者及び家族の意向を十分確認するとともに、意向を十分尊重し、丁寧な説明を行うこととする。
- (5) 退居が決定した入居者について、本人及び家族に対し、退居後の生活の場や利用できるサービス等について情報提供及び十分な相談を行い、居宅介護支援を行う者に対する情報提供に努めるほか、その他保険医療サービスまたは福祉サービスの提供者等との密接な連携などの退居に向けた支援を行うこととする。

5 入退居検討委員会

(1) 入居検討委員会は、次の委員で構成する。

- ① 施設長
- ② 特養生活相談員
- ③ 特養主任ケアワーカー及びユニットリーダー又はケアマネージャー
- ④ 看護主任
- ⑤ 地域包括支援センター又は在宅介護支援センター管理者
- ⑥ その他、施設長が参加を認める者

(2) 委員会の公平性及び中立性を保つために、第三者委員の出席を求めるものとする。

(3) 委員会は施設長が招集し、必要な都度開催するものとする。

6 実施時期

この取り扱いは 平成24年10月1日から適用する

この取り扱いは 平成27年4月1日から適用する。

この取り扱いは 令和4年1月1日から適用する。

この取り扱いは 令和5年1月1日から適用する。